

## 第 30 回 MOF・NGO 定期協議議事録

日時 2005 年 10 月 14 日（金）

場所 財務省 西 462 会議室

議題

1. IFC のセーフガード政策と情報公開政策の改定について
2. OECD の輸出信用アレンジメントと水力発電
3. サハリン フェーズ 2 プロジェクトにおける JBIC と EBRD の環境社会配慮について
4. 国際河川スレポック川のダム計画と JBIC の融資
5. タイ・ゲンコイ 2 天然ガス焚き複合火力発電事業における社会的合意形成と JBIC の関与について

出席者：（敬称略、順不同）

### 【財務省国際局】

参事官室：石井参事官、渡部補佐、宮崎補佐、中野補佐

開発政策課：大西補佐

開発機関課：長谷川課長、土谷補佐、浅沼係長、牧野係長、

### 【NGO】

木原（アジア開発銀行福岡 NGO フォーラム）、松本、後藤（以上メコン・ウォッチ）、神崎、村上、清水、篠原（以上 FOE Japan）、田辺、藤沼、Bekeryte、河野、水澤、角口（以上 JACSES）、古沢、高宮（以上國學院大學）

---

### 1. IFC のセーフガード政策と情報公開政策の改定について

田辺：

IFC のセーフガード政策と情報公開政策に関して、これまでも財務省と議論させて頂いたが、初めに我々が何故 IFC のこの政策改定に注目しているかを説明させて頂く。

まず一点目だが、この政策が民間銀行の基準であるエクエーター原則の参照対象であることだ。現在 30 の巨大民間銀行が署名している原則であり、事実上、世界の 80% の民間プロジェクトファイナンスが、エクエーター原則に署名した銀行で行われていて、民間全般のプロジェクトファイナンスに適用される重要な基準であることだ。二点目としては、世界銀行グループということで、他の MDBs の民間融資（ADB や EBRD）また、政府の ECA にも参照されている基準であるということだ。

この政策改定は最終ステージに入っている。ドラフトに書いてあるように、ポリシーとパフォーマンススタンダード（以下 PSs）のドラフト、情報公開政策のドラフト、PS を説明するガイダンスノート（以下 GNs）IFC の詳細な手順を示したプロシージャーズのドラフトが出され、そのうちポリシーと PSs、情報公開政策に関して 60 日間のパブリックコメントを行っている。これまでも、財務省、IFC スタッ

フ、日本の理事室と議論しており、今後は 31 日に IFC 担当者と細かい論点について議論を持つ。したがって、今回は、大きな論点、つまり日本理事から IFC に働きかけていただきたい点を議論していきたい。

質問 1 は事実確認だが、以前 9 月 7 日に理事会小委員会である CODE が開かれていると聞いている。その中で日本理事の発言内容を伺いたい。特に情報公開政策の中に「presumption in favor of disclosure」という原則があり、この件に関して日本理事がもし何か発言しているのであれば、その点もお聞きしたい。

質問 2 だが、理事会が承認する対象文書はどこまでなのか、CAO が遵守確認をする対象の文書はどこにすべきかという論点である。IFC によると、GNs とプロシージャーズは理事会の対象文書ではなく、これはマネジメントが自ら作るものであると言っている。ただ、GNs やプロシージャーズの中には、PSs や情報公開政策のポリシーの中には入っていない基準が入っている。

例えばプロシージャーズの中には IFC が融資をしない案件リスト「Exclusion List」という点が書かれている。また、環境社会影響評価（SEIA）報告書の作成義務が GNs には書かれているが、PSs には書かれていない。さらにモニタリングレポートは、モニタリングを実施してそれを報告することにはなっているが、モニタリングレポートを作成するかどうかは、GNs で要件とされているのみで、PSs の中にモニタリングレポートの作成までは書かれていない。まずは、これらの重要な項目を理事会対象文書である PSs に入れて頂きたい。CAO の遵守確認にしても、今のところポリシーのみなのか、それとも GN、プロシージャーズ全てを CAO がみるのかということが明らかになっていない。基本的には PS、GN も含めて遵守確認対象にすべきであると考えます。

質問 3 だが、SEIA 報告書が事前に公開されるのかどうかお聞きしたい。アクションプランも、「If Applicable」という表現をしており、結局全ての深刻な影響を及ぼすプロジェクトの中で、アクションプランが出されるかどうかという部分が明確になっていない。全てアクションプランがきちんと出されるかどうかという事に関して、もし何かお聞きしていれば伺いたい。

質問 4 だが、環境影響評価を行う際に、外部の評価者が評価を実施すべきである。これは既存の OP4.01 で義務となっていて、今回の PSs では、要件となっていない、GNs においては、IFC の方からクライアントに個別に依頼することもあるかもしれないと書かれているが、義務とはなっていない。環境影響評価を行う際、どういう調査手法があって、それをどういった手法を選択するかによって、結果も変わってくるのではないかと。やはりクライアントが独立した姿勢を持って、きちんと評価を行えるかどうか、内部での評価を行った場合に疑問がある。深刻な影響を及ぼす恐れのあるプロジェクトに関しては、外部の評価者を採用すべきであると思うが、この点に関して財務省の御意見を伺いたい。

5 番目の質問として情報公開政策の話に移る。日本の情報公開法においても、どういう情報が非公開なのかをきちんと定義して、それ以外のものは原則として公開、という形をとっている。ADB の情報公開政策もこのかたちを採っていると思うが、IFC のドキュメントを見る限り、この点が非常に曖昧である。まず「presumption in favor of disclosure」の原則をこの政策の中身でどのように判断していくか

ということが書かれていない。「presumption in favor of disclosure」がきちんと政策のプロセスの中に入っているかが不明確である。

例えばパラグラフ 35 では、が、情報請求者からの公開請求に対して、非公開という結果になり、その結果に対して請求者が不服申し立てを行った場合、情報公開アドバイザーが判断することになっている。しかし、この中で非公開事由に該当しなかったものに関して最終的にどうするのか、ということは書かれていない。パラグラフ 9 においても、「presumption in favor of disclosure」という原則は書かれているが、その直後に結局どういう判断するかということにおいても、最終的に非開示情報以外のものをどうするかに関して書かれていない。

この原則を政策の中のプロセスに落とし込んで頂きたいと思っている。非公開基準としても、「which are not exhaustive」という書き方をしており、マネジメントに広い裁量権を与えている。非公開事由は、物的な損害やビジネス上の利益の侵害、ビジネスの競争が歪められる場合に限定し、非公開事由以外の情報は公開するようにしていただきたい。

質問 6 に関してだが、これは質問 3 とクロスする部分でもある。IFC 自身が SEIA 報告書とアクションプランを公開するかどうか。しかも、カテゴリー A については理事会 60 日前、カテゴリー B については 30 日前、といった基準で環境社会影響評価報告書とアクションプランを IFC 自身が公開するかどうか。我々としては、これは IFC も公開するべきだと思っているが、その点について伺いたい。

MOF 土谷：

今の時点で財務省として把握している点、申し上げることが可能な点を中心に話をしたい。

質問 1 は、9 月 7 日の CODE において、我が国は以下の発言を行った。

1 点目は、事務局が PSs、情報公開の草案を GNs やプロシージャーズと共にパブリックコメントに付すことを支持するとともに、ステークホルダーの要請を踏まえて、パブリックコメントの期間を 60 日間に延長することとしたことを歓迎すると発言した。

2 点目は、外部からのコメントに対する IFC の回答では、できるだけ丁寧に回答して欲しいと発言した。

3 点目は、わが国の関係者を含め、多くの関係者が本件に関心を有しており、今後のパブリックコメント期間に寄せられるコメントに対して、IFC が誠実な対応をとるよう要請した。

4 点目は、問 5 と関係すると思うが、当初の素案では「presumption in favor of disclosure」という表現が削除されていたことが、外部の関係者に対して IFC の情報公開政策が後退したかのような印象を与えており、IFC は一定の場合を除き、原則として情報を公開するという考え方を明示することは可能だと考える、という発言を行った。

質問 2 に対しては、PSs と GNs の性格ということかもしれないが、IFC 事務局にこれを確認したとこ

る、今回の整理としては、GNs とプロシージャーズはあくまでも技術的事項、または IFC の部内手続きを定める（プロシージャーズの場合）ものであることから、そもそも理事会対象文書とはならないという事である。しかしながら、セーフガードや情報公開について、ポリシーに関わることは、PSs や情報公開政策の文書に盛り込んでいく、という考えをとっているとのこと。

GN や PN の全てを理事会の承認対象とすべきではないかとの考えだが、これについては、60 日間のパブリックコメント期間という形ではないが、期間を切らずに今回パブリックコメントに付しており、幅広いステークホルダーの意見を反映する機会を確保するという対応は行っている、との事である。他方事務局としては、そのポリシーに係わる部分が理事会の承認対象だということでもあるが、GNs やプロシージャーズについては問題があれば速やかに改定し、民間のその時々優れた慣行を迅速に取り入れていきたいし、その点を重要と考えているとの事である。

CAO の意見に対しては、CAO に対する IFC 事務局のレスポンスという文書が公表されていて、その 4 ページの 7 項に IFC の事務局としての CAO の指摘に対する反論が書かれており、こうした技術的な文書は CAO の監査の対象にすべきではないということが今の IFC の見解である。GN という文章の性格上 CAO の対象とすべきではないということである。「Exclusion List」だが、このリストは、現行のものもプロシージャーズに書いてあると思うが、現行のプロシージャーズも、IFC 内部の手続きを定める文書なので、IFC 理事会の承認対象となっていないとのことである。とは言っても、今回もパブリックコメントに付しているし、その内容は公表されるので、IFC 事務局が勝手に内容を変えられるというものではない、というのが IFC からの返答である。

質問 3 について、IFC 自身も今後パブリックコメントの内容を踏まえて、何を PSs に書いて、何を GNs に書くかは、考えるのかもしれない。しかし、今のドラフトに関して聞いているところでは、影響住民とのコンサルテーションの考え方は、現状のプロジェクトの初期段階にだけ重点を置く方式を改めて、プロジェクトの全期間を通じて意味のあるコンサルテーションを確保することが、今回の改定の成果の一つだと考えている、とのことである。従って、SEIA 報告書の前後に必ずコンサルテーションを行うべきという話については、2 回やればよいということでは適当でないので、手続きを画一的に義務付けするのではなく、プロジェクトの影響度に対応して適切な情報公開を行い、かつ適切なコンサルテーションを行うということが重要であり、まさにその旨をポリシーとした方が解決につながる、とのことである。具体的に言うと、PSs を見ていただくと、影響住民とのコンサルテーションは SEIA の早期段階から実施すると書いてある。SEIA の結果をプロジェクトの開始前に公表することが盛り込まれているので、何らかの文書化が行われるかということが当然の前提と考えられている。ご指摘の従来のカテゴリー A のプロジェクトについて、何の文書化も行われなかつたかということ、ドキュメンテーションしたものをプロジェクトの開始前に一度公表することが今の PSs に書かれている。

財務省として、どう考えるかについて話したい。IFC も 3 年に渡る色々な検討をしてきて、今のセーフガード政策や情報公開政策をアップデートしようということで、特に IFC 側の責務とクライアント側の責務をきちんと選別して、それが明確になる形で作るということが今回のテーマである。その内容が後退することはいかかかと思うが、今回の考え方に基づいてその結果として出てきているものについては、IFC は IFC 成りの考え方があると思う。私共としてどう考えるかということ、今日の機会や幅広いステー

クホールダーの意見を聞かせていただき、かつ IFC の考え方をもう少し直接聞いて、その上で財務省として今後考えていきたいと思う。今の時点ではそういう回答である。

質問 4 だが、事務局の提案としては今回の見直しにあたって、評価の客観性・妥当性が確保されていれば事業者内部の評価者の評価をあらかじめ排除してしまうというのは適当ではないのではないか、むしろ In house で評価をすることでクライアントの中で SEIA の位置付けを高めるという効果も期待できるのではないかという考え方をとっている、とのことである。

CAO は一部指摘を行っていると思うが、この旨、IFC 事務局の回答の中に「CAO の指摘はこうなっているが、明確に IFC としてそこは反対する」と書いてあり、今回 IFC はそういう考え方を改めてとっていると認識した。今の時点での財務省としてどう考えるのかということ、質問 2、3 と同様である。

質問 5 から話が変わり、情報公開政策の話だが、この点については従来協議会の場でも「presumption in favor of disclosure」について度々指摘を受けていて、先ほどの CODE の話もそうだが、日本の理事から具体的な発言をしている。結果として今回公表された草案にはその文言が初めて入った。質問によると「採用するかどうか明らかになっていない」ということだが、「There is presumption in favor of disclosure」と言い切っているので、当然事務局の意図としては従来通りというか、この考え方によることを示した記述と理解してよいと思う。このことについては、我が国の意見が反映されたと思っている。現行の IFC の情報公開政策にも当然「presumption in favor of disclosure」というものがあって、今回のドラフトでもそうだが「presumption in favor of disclosure」があって、公開しないという場合には理由が必要であるということになっている。それを拒絶した場合にはそれを請求者に開示するとともに、新たに異議申し立て手続きを設けることが基本にあり、情報公開請求者の権利は相当守られる仕組みになっているというのが基本的な認識である。

「which are not exhaustive」の記述については今の情報公開政策にもあり、それをそのまま更新したものであるという説明である。恣意的な運用が可能であるという懸念については、先ほど申し上げた通り、きちんと情報を公開しそれをどう評価するのかという問題だと思う。

質問 6 で挙げられた IFC 側の公開義務の話だが、ここは全体の整理として IFC 側の責務とクライアント側の責務を峻別したことに伴って明確化された問題かと思う。PSs においてはクライアントが SEIA の結果を公表し、IFC は情報公開政策において SPI で環境社会評価に関する情報の入手先を伝える形で業者の責務を峻別していくことが今回の整理だ。この辺り、IFC としては、クライアントが行っている評価であってクライアントの了解が得られない限り、これらの情報を公開できない状況であるにも関わらず、そういう情報を IFC 自身の情報公開義務の対象とするということは適当ではないという考えに基づいて今回整理し直したということである。

田辺：順番に再質問していきたいが、まず質問 2 の CAO の遵守確認対象文書がポリシーのみであり、GN などが対象ではないということに関しては、ADB のコンプライアンスレビューにおいても、IFC の GNs と同様なオペレーションマニュアルを見て、それに沿っているかどうかというように確認している。GNs は実際には IFC が守るべき判断基準が書かれているので、これを遵守確認の対象にしないことは

おかしい。技術的なところが重要なのであって、技術的だから CAO の対象外であるというのは問題ではないかと思う。

質問 3 に関しては、先ほど SEIA の結果を公表するという形になっているということで、PSs に実際書かれているという返答であったが、一般的な環境影響評価というのは科学的な手法によって結果を導き出すわけである。その手法が適正であったかどうかというのを見ない限り、結果だけを出されてこれが良いか悪いかというのは、科学的な議論が出来ない。環境社会影響というのは、予測が大変難しい。それに対し政策形成段階において、ステークホルダーもこの環境影響評価の手法と結果に対して、コメントをすることで作成される。その手法が間違っていれば、たとえば、この地域の影響は調査していないではないか、というコメントをするわけだが、それが結果のみを公開しただけでは出来ない。結果だけを出されてしまったらその手法が立証可能かどうか分からず、やはり、そういう点において、環境社会評価報告書そのものを出して頂きたいということである。エクイター原則でさえ EIA の公開を義務付けている。環境緩和策（IFC アクションプラン）も出すとエクイター原則には書いてある。なぜ PSs では SEIA を出さなくてもよいことになっているのか私には理解できない。

質問 4 に関しては、企業の能力を高めるために、内部のコンサルタントでもいいのではないかとこのように IFC のほうから返答されているようだが、内部の能力を高めるかどうかということではなく、評価の独立性という点で考えて頂きたい。企業の能力が高まったから良いというのは、もちろん高まればいいが、結局そのプロジェクトにおいて最大の利益を上げる主体者、雇われた人がやるのと、コンサルタント費用をもらっているが利害関係がそのタスクにおいて限定される評価者とは、そこでどれだけ独立性を阻害する可能性のある要因を縮小できるかという観点で見れば、内部のコンサルタントで良いことにはならないと私は考える。

質問 5 の情報公開政策の原則に関して、先ほど説明不足な点があったので我々の要望も含めて簡単に説明したい。パラ 9 に関しては 3 つの構成になっており、最初に「presumption in favor of disclosure」原則が書かれていて、2 番目にどういう風に公開を許可するのかという話になっている。3 番目として具体的な非公開事由が書かれている。この非公開事由に基づかないものは全て開示するというような書き方をしていたら、こちらとしても納得がいく。パラ 35 のアドバイザーがどう判断するかということも、パラ 8 に公開するもののリストであるが、その公開するもののリストに落ちてないか最初に確認する。それに落ちている文章の場合は、IFC がパラ 9 の非開示条件に基づいて判断すると書かれていて、その非公開事由以外のものをどうするかというのはここでも言っていない。ここはそれ以外のものはここできちんと公開するというように変えて頂きたいと思っている。

最後になるが、質問 6 に関しては、質問の 2 と同じような観点で見たい。他の MDBs の民間セクターの融資基準を是非確認していただきたいが、例えば ADB の場合は民間セクターでもカテゴリー A の EIA およびそのサマリーを 120 日前に公開する。EBRD に関しては、カテゴリー A の場合にスポンサー自身も公開することになっており、さらに、EBRD 自身も 60 日前に公開することになっている。こう考えると、IFC だけ公開しないで、クライアントが公開すればよいという話にはならないのではないかと。これは MDBs の民間セクター融資の基準の整合性を考えれば、IFC 自身もきちんと情報公開をすべきだと思う。

MOF 土谷：

質問 2 の CAO の対象にする、しないという話は私の個人的な考えだが、GN というのがどういう文書なのかという位置付けの整理が大事なのではないか。IFC の説明では、能力の高い事業者は GNs に定められている画一的なやり方でなくてもきちんと実施できるので、必要のない場合もある。つまり、GNs だけが遵守しなければならない基準になってしまうというのはおかしいと考え方になっている。

田辺： 私が発言したポイントは CAO がチェックするのは、IFC が IFC 自身の基準、政策なりプロセスを満たしているかどうかという点なのだが。

MOF 土谷：

GNs の方は、IFC のルールでもあるし、クライアントが参照すべき PS の解釈なり制度なので、これではなくてはならないという性格のものなのかというのが論点なのだと思う。情報公開も外部評価の件も、別に IFC 側を擁護しているわけではなく、考え方が多少違っているのでどう調整していくかということになるのだと思う。独立した評価については IFC からすると全部事業者がやって、最終的に IFC の責任でそれが客観的なものなのか、妥当なものなのかということをチェックすることになっているので、そこを最終的な担保として客観性、妥当性が確認されれば、必ずしも独立でなければならないというものでもないということである。これは主張としてはあり得ると思う。

質問 6 で IFC 自身の公開義務がないとすると、何が問題になるのか？IFC としてはどこに行けば情報が得られるかを明らかにしているが。

田辺：

つまり公的機関である融資機関としての責任、アカウンタビリティというものがあって、各 MDBs と NGO 間で 80 年代 90 年代に攻防があり、結局公的機関である IFC や他の MDB がここまでアカウンタビリティを高めてきた経緯がある。最低限、環境社会配慮とその緩和策というものは事業者と同時に融資機関の責任として出さうという話なので、IFC だけ出さなくていいということにはならないのではないかと。

神崎：

色々な理由があると思うが、私が考え付く理由としては、IFC の新しい政策の中でも環境社会配慮の範囲というところに、例えば trans-boundary issue や或いはグローバルな問題を考えなければならないとか、そういうことも範囲として含まれている。とすると、IFC が自分たちで情報公開をしなかったときに何が起きるかということ、周りにいる近隣諸国が環境影響評価にアクセスできないことになると思う。というのは、事業者による情報公開はほとんど現地で、また現地語で行われていて、影響の範囲が広がった場合に、他の近隣国や global issue に取り組んでいるところが、情報に全くアクセスできない状況が起きる。それを自分たちは事業者からは情報を得られないから、融資を公表している機関に情報公開を求めていこう、またそれに基づいて自分たちは意見を言っていこうと考えるという点もあると思う。

MOF 土谷：

言語の問題であると理解した。私も、影響を受ける住民に通じる言語で書いてあるかどうかは把握していない。

神崎：

事業者はその国の法律や規則に基づいて事業を行っていく。、今までの色々な事業を見ていると、現地での情報公開は最低限義務付けられている。

MOF 土谷：

今回のドラフトに言語のことも書かれていたと思う。

神崎：

確認だが、GNs が PSs の参照であり good practice であるならば、必ず守らなくてはならない指針ではないということになるのか。私はここを必ず守らなければならない基準と思っていたが。

MOF 土谷：

GNs の最初に「optional」となっている。

神崎：おっしゃることは良く分かるが、たとえば PSs の中に社会環境影響アセスメント(SEIA)の文書化というものは全く書かれておらず、文書化をどうするかは GNs に書かれているので、GNs を見なければ分からない。SEIA の内容は、コンサルテーションなどで現地の人にとっても重要な情報だが、もしそこに違反があったとしても PSs に沿っていればクリアーできてしまう。

MOF 土谷：

我々も色々IFCに言っていきたいと思うが、PSsの基準を具体的に落としこんでいるのがGNsなので、GNsに必ず従わなければならないというのは画一的すぎてきついということでこのようにしていると推測するが、個人的には、GNsに則らないケースはどういう場合なのかが一番の焦点なのではないかと思う。

## **2.OECDの輸出信用アレンジメントと水力発電**

神崎：前々回の28回にお聞きしたのだが、その時はそもそも水力発電がRenewable energyという考えのもと特別な優遇処置をとられるということ自体に私としては疑問を抱いていると発言した。今でもそのように思っており、もっと慎重に議論をする必要があると思っている。しかし、一方でOECDが出しているプレスリリース等を読むと、水力発電をRenewable energyとして含むことが前提の上で、環境影響に対応するにあたりどのような基準に配慮するかといった次の段階に議論が移っていると理解している。プレスリリースによると11月には最終結論としてどういう環境社会配慮の基準を取り入れるかの結論が出されるとのことなので、今回は3つほどお聞きしたい。

まず、政府間の話なのでなかなか情報がプレスリリース以外に外に出てこないという状況があるので、OECDの中で今本件に関してどのような議論が行われているのか、こういった方向性で話が進んでいる

のか、11月とプレスリリースで出ているのでかなり議論が煮詰まっているのではないかと考え、そのあたりをお聞きしたい。

2つ目としては、日本政府としてはこの議論に関してどのような基本的姿勢、あるいは対応をされているのかということを確認したい。

3つ目としては、具体的になるが、色々な所から聞くところによると、世界銀行のセーフガードに沿った環境社会配慮をしていけばいいのではないかという話も出ていていると聞いている。しかし、水力発電、大型ダムに関してはより高い、それは世界ダム委員会の基準があるので、世界ダム委員会(WCD)と世界銀行の基準の比較というものをいくつかまとめてきた。これを1つ1つ今回の定期協議内で話をすることはないと思うが、基本的に何が違うかということ、WCDでは事業計画や建設、運用、すべての段階に通じて影響住民を含んだ交渉に基づいて合意をとるという姿勢なのに対し、世界銀行は、事業があって影響があるようになった上での、限定した対応になっている。例えば移転に関しての計画立案やモニタリングといった段階では住民が参加することはできるが、根本的な意思決定や代替案の検討段階の参加などは世界銀行の政策には全く含まれておらず、そこが根本的な違いだと思っている。もし仮に水力発電がRenewable Energyということで優遇的な条件を受けられる事になったとすると、WCDのような高い基準を適用していくことが必要不可欠になってくるのではないかと思うが、財務省としてはこの点どうお考えかお聞きしたい。

MOF 大西：

ご存知のように、本年4月にOECDの輸出信用アレンジメント会合において、再生可能エネルギー及び水関連事業に関するセクター了解(特定セクターについてアレンジメントの制約の緩和するもの)が合意されている。この背景としては、水、再生可能エネルギー及びその関連分野が今後の地球環境や限られた資源の有効活用の観点から非常に重要な分野であるという認識がOECDの会合の場で共有された結果と捉えている。ここに至った経緯というのは、2002年のヨハネスブルクサミットにおいて再生可能エネルギーのシェアを増大する必要性が確認され、また安全な飲料水にアクセスできない人口を2015年までに半減させるということが国連ミレニアム開発目標にも盛り込まれていることが再確認され、さらには2004年にドイツで再生可能エネルギーの世界会合が開催され、再生可能エネルギーの役割の強化に関する政治宣言等が出されているという経緯を経てこのような状況に至ったと認識している。このような動きを受け、2004年11月に提案がありセクター了解が合意されたわけだが、指摘のように水力発電案件については、大規模ダムの環境社会影響に配慮する観点から、本セクター了解の対象に含めるかどうかを本年11月のOECD会合までにその結論を出すということになって、今現在議論中になっている。

議論の概要としては、基本的にOECDでは2003年12月に「環境と公的に支持された輸出信用に関するコモンアプローチ」を採択している。この環境コモンアプローチの中でダムのプロジェクトに関しては、センシティブなプロジェクトの例として盛り込まれている。2005年4月にセクター了解が合意された議論を踏まえて、現在水力発電案件に関するコモンアプローチ上で取り扱いなどの議論が進められている。全体の雰囲気としては環境コモンアプローチを大幅に見直そうという気運はない。背景としては、環境コモンアプローチは来年見直しが見込まれている状況にあり、また、環境コモンアプローチは

水力発電に特化した文書ではないということで、これは分野を限らず適応になるものである、という点がある。更に、ECA に関する文書なので ECA としての制約があるということ、すなわち水力発電案件にする場合 MDB とは立場が異なることによる ECA 側の制約がある、ということが背景にある。更なる交渉に関しては国際交渉にかかわることであるのでこの場では控えさせていただきたい。このような判断を踏まえて、我々としては 11 月の会合までに結論を得るべきしっかり議論したいと考えており、このような議論を踏まえて適切な判断がなされていくと考えている。

質問 3 の世界ダム委員会の提言に関する質問については、2000 年 11 月に公表された世界ダム委員会の報告書で提言されている内容については我々も HP 等で公表されているもので理解しており、この基本的考え方、中心となる価値観（core value）と呼ばれるものや戦略的優先事項（strategic principles）と呼ばれるものの有用性については、我々としても共有できるものがあると考えている。今回指摘にあった 3 つの点を大まかに見ると、WCD の戦略的優先事項に対応する部分ではないかと考えており、この点については広く各国に共有される価値観と認識しているので、OECD 諸国の輸出信用機関による配慮がなされえて当然ではないかと思う。28 回でも協議していると聞いているので、この点をしっかり踏まえて今後議論したいと思っている。他方、UNEP(国連環境開発計画)の Dam & Development Project は WCD のフォローアップ活動として行われており、そのウェブサイトを見るとレポートは水・エネルギー関連プロジェクトの問題をすべて解決するわけではないと載っていて、報告書に対しては様々な各種のレスポンスがあると指摘されており、我々が色々調べたところでは様々な立場の人が様々なことを述べているのが現状ではないかと思う。その詳細な規定の部分、つまりどうアプローチしていくかという詳細な位置付けの部分では国際的な評価が確立されていないという感じがある。そこは policy principles とか guidelines for good practices といわれるものだが、これらには各種の意見や評価があると理解しており、今後このような意見の相違を乗り越えるために皆さんから意見やアイデアを提供していただけるとありがたい。

11 月の会合は 14 日の週に予定されている。政府のスタンスについては、会合の場でしっかりと議論をして、適切に判断していく。現状議論中で結論が出ているわけではないので、結論を予断するようなことはこの場では差し控えたい。

神崎：

色々調べていただいてありがたいと思うが、WCD の勧告というのは大まかなコンセプトが書かれていて、各 MDBs のガイドラインのように細かい点が示されているわけではないというのはその通りだと思うところもある。（ここは、何を言わんとしていたのか、まったく記憶にないです。すみません。）ここは、「コモンアプローチを見直すという議論があまり出ていないということだが、では水力発電を支援する際の環境社会の基準はどこに盛り込む方向性で話が進んでいるのか？」を聞きたかったのだが…。

MOF 大西：

見直しをしないというのは、定期的にレビューを予定しているので「大幅な」見直しをしないということである。現在議論しているところなので、何らかの見直しがされる可能性があるということだ。

清水：

私は、先日ナイロビで行われた WCD の Dam & Development Forum に行ってきた。WCD の最近の流れを見ると、民間銀行である HSBC が今年の 5 月～7 月頃に WCD の勧告を採択すると宣言しており、10 月に入ってから EIB、EBRD が排出権を生み出すような大規模ダムに関しては WCD の勧告を考慮すると言っている。EU の directive に関しても、WCD の recommendation を守っていなければ EU 圏内の取引に参入できないそうだ。DDP でも、アフリカやダム業界による WCD への反論等、賛否両論色々あったが、基本的に DD フォーラムという場合は WCD そのものに関して話し合う場ではなく、WCD のアイデアや勧告を前提として、その上でどうしようという話しである。こういったヨーロッパの前向きな流れに対して日本としても前向きに考えていただきたい。また、南アフリカ等一部の国では、様々なステークホルダーが出席して、WCD について対話を進めている。日本政府の対応は、というと、DDP フォーラムのメンバーの中に国交省もいるはずだが出席していないし、BIC の参加者も、ダムやエネルギーの担当ではない方が参加していて、日本政府として WCD に対してあまり積極的でないという姿勢が見えた。このような WCD を取り巻く状況の中、日本政府としても積極的に取り組んで欲しいと思う。OECD のアレンジ面についても日本主導で議論を進めていって欲しいというのが要望である。

MOF 大西：

他省庁の話はこういう場では差し控えさせていただきたいが、国際的な動きに関して質問させていただくと、HSBC の件は報道か何かでみた気がするが、EU とか EBRD とかの話は排出権に関連するという事で、ダムそのものではないと思うのだが？

清水：

いや、排出権に関わる大規模ダムについては OECD の recommendation を踏まえている。

MOF 大西：

つまり取引を限定するための条件ということか？

清水：

ダム全体をカバーしたものではないとは思いますが、環境社会配慮といったときに CO<sub>2</sub> の排出量だけを考えるのはおかしいのではないかと思う。

MOF 大西：

DDP フォーラムの議論は報告書として公表されるものなのか。こういった情報が共有されないと、仮に私だけ報告書をもらっても話が進まない。

清水：

毎年一回行われるたびに報告書が UNEP から出る。EID、EBRD については DDP で話し合われていたわけではないので、DDP の報告書には出ないと思う。

MOF 大西：

排出権の件は調べて考慮の上、議論に反映させていきたいと考える。

松本：

基本的な考え方として CO2 の削減という地球環境問題を解決するために、大規模な住民移転とか地域の生態系破壊というものをしていたのでは、環境をトータルに考えていないので、その二つは同時並行で政策を作らないと片手落ちになる。

MOF 長谷川：

担当ではないが、環境コモンアプローチのダムの部分だけ先に進んだものを取り入れたらどうかというご提案か。そういう趣旨だとすると、感想を言うと、あの環境コモンアプローチは高い水準で作られているが、実施状況を見てみると各国に差があると思う。こぼれ落ちているところもたくさんあるので、この部分だけこう見直してくださいという話になると逆に皆崩れていく可能性もあると思う。ダムの部分だけさらに先に進めましょうというような交渉の仕方が適切かはよく考える必要があると思う。我々は数少ない環境アプローチに前向きな国だったので、それがさらに進むことは歓迎だが、こういうアプローチの仕方をすると、どんどん例外が出てきて、せっかく全体として引き上げたものを、あちは進んだけどこっちは壊れたという風になっていくと思うので、そういう意味ではダムの部分だけ取り入れるという議論はあまり得策ではないと思う。

神崎：

そうであれば逆にアイデアをいただきたいと思うのだが、コモンアプローチの見直しは 2006 年で、その前にこの水力発電の議論は決まってしまうので、その場合は何らかの基準を設けることが必要だと思う。先行してこの輸出信用アレンジメントと水力発電の議論の中で基準設定を進め、またコモンアプローチの改訂においても高い環境を設定していくというのにはあり得るが、そうでなければコモンアプローチ改訂までの 2 年間どうするのか。

MOF 長谷川：

環境コモンアプローチを見直すときに更に勧めようというのは結構だが、皆さんにお願いしたいのは、各国落ちこぼれているところがあると思うので、そういうところを情報として教えていただくほうが、個人的には有意義であると思っている。

松本：

NGO の内部でのミーティングでも、その特別条件の議論と、コモンアプローチの議論、後者に何か新しい付加をすることを今一緒に議論せざるを得ない。これは我々にとってもジレンマである。本来であれば再生可能エネルギーに大規模水力発電所が入っていること自体に疑問があるが、そこは突破されてしまっている中で、特別条件を付加する案件、そこに別の厳しい審査をしてもらわないと特に大規模水力の場合にはいけないのではないかとこの提案をしている。我々も必ずしもコモンアプローチに付加をする必要があると言っているわけではなく、少なくともこの特別条件の時の付帯的な何らかの環境社会面での配慮を、付帯的にしてほしいということで、コモンアプローチにこだわっているわけではなく、特別条件とセットで考えて欲しい。

### **3.サハリン フェーズ2プロジェクトにおけるJBICとEBRDの環境社会配慮について**

村上：

サハリン 石油・天然ガス開発プロジェクトについて協議会の場で議論するのは今日で 10 回目だが、前は今年の 6 月に EBRD が環境社会配慮状況を理由に融資プロセスを延期するという発表をしたことを受け、問題の早期解決が重要である点や、日本の役割が非常に大きいということをお話した。EBRD が融資を延期した理由の 1 つに陸上パイプラインの建設状況があった。パイプラインが 800 km 通るルート上に 1000 本以上の河川があり、その中には鮭が産卵する重要な河川がある。その工事に当たって著しい許認可違反や、中にはロシア法の違反が見られていたことは、EBRD だけでなく 5 月の時点で調査を行ったロシア天然資源省も認めている。JBIC への融資要請は 2003 年 8 月にされており、これまで長い間、環境社会配慮に問題があると言われてきた。そして、ここにきて状況が変わってきていると思うのは、懸念であったことが現実のものとして起こってきているということである。パイプラインの状況だけでなく、絶滅危惧種である野生生物に与える影響が非常に大きいと言われていた掘削プラットフォームがこの 8 月に新たに設置され、漁業資源に大きな影響を与えているアニワ湾での浚渫作業もこの 9 月に始まっている。こうした状況が背景にある。

質問 1 EBRD と JBIC が現在融資を検討しているが、事業者による法令や基準の遵守という観点で、色々ある中から 2 点ほど挙げた。アニワ湾で現在建設中の液化天然ガスプラントの一部になる棧橋の建設について、裁判の判決が 1 審、2 審と出ているが、州の環境影響評価において専門委員会が出した評価は無効であるという判決が出ている。またパイプラインの状況においては、鮭が産卵する場所を直接パイプラインが横断することはロシア法で禁じられているが、現在の計画段階では 120 の河川を横断することが決められており、工事が進められている。こうした点について、JBIC や EBRD の環境ガイドラインではこうした現地の国の法律を守るということは謳われているので、遵守が困難になっていると思われるがこうした状況を財務省としてどう考えているかお聞きしたい。

質問 2 は、EBRD が 2004 年 3 月に「サハリン油流出緊急時計画と越境通行プログラム」を公示しているが、こちらは日本がファンドを出していると理解している。これはサハリンで行われている開発によって大規模な流出が起こった場合にどのように対策を取るかということや、日本を含む周辺各国でどのような通報体制や協力体制を築くかを定めることを目的としたプログラムである。こうしたものが作られていく過程では、透明性が確保されることが重要だと思うが、このプログラムの進捗状況を伺いたい。

質問 3 は JBIC の環境審査についてだが、前回の協議会で今後 EIA のアデンダムが出た時に JBIC はフォーラムを開催するのかと質問したところ、サハリン・エナジー社がステークホルダー会合を計画しており、JBIC もその会合に参加すると聞いている、との答えだった。しかし、JBIC のフォーラムの目的というのは、日本の融資機関である JBIC が現地のみならず日本にも影響を与えるプロジェクトへの融資に関して、透明性を確保しながら説明責任を果たすという目的であったと考える。以上の点から、やはり JBIC の主催で開催されるべきだと思うが、財務省の考えをお聞きしたい。

質問 4 は今年の 7 月に事業費が 1 兆円程度と言われていたのが、2 兆 2 千億円になったと発表された。生産開始予定時期もずれたのだが、これに関して JBIC の融資予定額は増えるのか、把握されている範囲でお聞きしたい。

MOF 中野：

1点目の質問は、事業者への法令の遵守ということだが、JBICのガイドラインにしてもEBRDの環境政策についても、プロジェクトの実施に当たって法令を遵守するというのはきちんと明記されているので、このプロジェクトについてもそれが守られるというのは当たり前のことであり、今回指摘いただいたJBICでもEBRDでもサハリン・エナジーに対して、必要な対応をとるよう申し入れは行っている。

村上：

実際問題、アニア湾の仮設工事について、裁判で環境影響評価が取り消されている。だが、事業者に対してそれを言ったところ、裁判の判決自体で事業の取り消しを言われているわけではないので、今まで通り作業を続けているとのことである。疑問として既にあるプロジェクトに環境評価がない状態で存在しており、そのような状況の中、事業が進んでいるということに関して、先ほど当然だと言われた法令順守がされていないのではないか、Best Practiceという観点からしてもこれはありえないことだと思うのだが、融資検討に際してこれがどれだけの影響を与えるのかを伺いたい。

MOF 中野：

法令が守られていない状況では、JBICもEBRDも融資が出来ないので、そこはどんな影響と言われても、仮に法令を遵守していないということであれば、それは融資の対象にならない。

村上：現時点で、法令が遵守されていない認識でいるのか、まだ事業者として改善するようにアプローチをしているのか。

MOF 中野：

そこは、今後融資をするかどうかを検討して行って、法律が遵守されていないことが明らかになれば、法律が遵守されている状況が回復されるかどうか大きな問題になると思う。サハリン・エナジーがそのための対策、行動を取るということがあれば、そこはまた融資検討をするに値するということになるのではないかと思う。

村上：

そうした場合に、実際に回復がなされたという判断をどこがするのが疑問なのだが、その状況というものが回復されると判断する中に、この裁判を起こした住民やNGOの意見というのがどの程度反映されるものなのか。

MOF 中野：

今の段階では何をどうすれば法令が遵守された状況に戻るのかということをお我々も知っているわけではないが、当然訴え出た住民も満足できる形で法令遵守、原状回復がされるというのは必要なことではないかと思う。

MOF 土谷：

質問の2番目だが、サハリン油流出緊急計画と越境通報プログラムというものが検討されているという

のは事実。今回改めて EBRD の状況を確認してみたが、結局まだ実施に向けた検討を進めている状況で、まだ具体化している状況ではない。ただこの件は、サハリン プロジェクトに限らずこの地域全体の油流出事故に対応するサハリン州政府に対して EBRD としてどのようなことが出来るかという問題である。

村上：

現地の NGO から聞いた情報なので確認が必要とは思いますが、今年の 2 月～3 月の時点でサハリン州政府がこのプログラムを完全に検討しないと、EBRD 自体の検討も止まっているのではないかと聞いているのだが、実際にそれはまだ検討中ということか。

MOF 土谷：

プログラム自体はストップしたというところには至っていないが、実際時間がかかっていることは事実なので、サハリン州政府との調整に手間取っていることは事実だと思う。ただそれが取りやめになっているとはまだ聞いていない。

村上：

このプログラムが実際に実施される予定は 2004 年 6 月からだったが、こうした大規模な油流出事故に対する周辺各国の連携の構築は日本の中でも上がっている懸念の 1 つである。こうしたものを整えていかないと事業自体を進めることが難しいのではないかと、その点についてはどうか。

MOF 土谷：

まずこれはサハリン州政府の計画なので、サハリン州政府はこの事業に限らず、事故にどう対応していくかを考える必要がある。我々日本としては、せっかく EBRD に拠出しているお金をこういう形で使ってもらって、日本のためになることであれば望ましいと思っているが、そこはサハリン州政府がまず主体としてあるので、それ以上のことは EBRD としても如何ともし難いというのが実情だと思う。

村上：

仮にこうした状況が確保されていない状態で環境影響を評価する場合、同プログラム自体も進んでないし構築されていないという状況で、このサハリン プロジェクトに関して国として融資に関わりプロジェクトを進めていくことは可能であると思っているか。

MOF 土谷：

冒頭に申し上げた通り、EBRD として支援できることは支援していくことでそれ自体は良いことだと思うが、サハリン 自体の油流出事故に対する対応としてはサハリン プロジェクトとしての対応として、その中でサハリン・エナジー社をはじめとして検討していけば良いわけで、必ずしもこの話と一対一で対応する話ではないと考えている。

村上：

ただ、このプロジェクトはやはり日本との関わりが非常に大きいと思う。融資を検討している状況であるとか、日本企業が関わっていると、もっと言えば日本のエネルギー政策の中での自主開発という観

点で進められている事業だと思う。北海道沿岸に住む人を始め、漁業関係者等が懸念を抱いているので、サハリンの通年生産が始まる中で、その油流出対応は、非常に重要になる部分だと思う。また、そもそもこのプログラムが必要と判断したから日本からの拠出もあったと思うので、そうした状況がないまま進むというのは、問題が大きいのではないかと考えている。

MOF 土谷：

サハリン自体は、サハリンのプロジェクトとして、当然必要な環境社会的な配慮は行っていく必要があり、その中で油流出に対応するものも当然含まれてくるものだと思う。この件は、サハリン州から、EBRDに協力をいただけないかという話があったので、サハリンの話に限らずという風に冒頭に申し上げたが、その点について日本として協力してくいという話である。両者は直接一対一という関係ではない。

村上：

関連はしていると思う。

MOF 土谷：

そういう認識ではないと思う。最終的に実施するのはサハリン州なので、サハリン州がどう対応するのか、どういう対応をサハリン州として伝えていくのかが本質的だと思うのだが？

村上；

日本が非常に大きく関わっている事業だと思う。

MOF 土谷：

日本としてもこの資金を使ってもらう分には非常にありがたいが、実施主体としてサハリン州があって、引き続き EBRD と調整中という状況の中、あくまでも実施者はサハリン州なので、こちらが協力を申し入れても別のやり方があるとか、色々なオプションをサハリン州も持っていると思うので、そこは必ずしもこれではなくてはならない、という論理ではないと思う。

神崎：

サハリン州政府の方が交渉に戸惑っているとのことだったが、これを落札し実施する企業もまだ決まっていな状況だが、何に戸惑っているのか。

MOF 土谷：

まだ分からない。若干、時間をかけている状況だ。

神崎：

時間をかけすぎていると思うが。

MOF 土谷：

そこはおっしゃる通りだと思うが、それ以上のことは分からない。

神崎：

サハリン と直接的には関係はないが、非常に重要なプログラムだと思っているが。

MOF 土谷：

日本として、うまく動けばそれはそれで良いと思っているが、サハリン との関わりを問われるのであれば、サハリン はサハリン として環境社会配慮がきちんと行われていくわけだから、位置付けは違うと思う。サハリン はサハリン の問題だということ。

村上：

公示された際の募集要項の中に、参加される企業の果たさなければならないこととして、日本の北海道でもある一定期間を過ぎて調査等を行わなければならないと含まれている。このことから見ても、やはり日本と日本への影響や関わりがあって意義深いプログラムということだと思う。私の考えとしては、こうしたプログラムの目的が実際に達成されない限りは、通年生産という形で、第2期工事の終了後に生産が始まることは非常に危険だと思う。

MOF 中野：

質問3だが、JBIC が主催していた環境フォーラムの実施について。前回は申し上げていたように、サハリン・エナジー側が主催してミーティングを開くということで、これはオープンな場なので、JBIC を含めて関係者が集まって議論する機会は確保されている、ということは、前回申し上げていたと思う。今聞いている所では、そのミーティングは、EIA のアデンダムが公開されてから、しばらくおいて開きましょう、という段取りで考えていた。ところが、EIA のアデンダムの方がまだ公開されていない状況なので、当然それを目的としたミーティングが開かれていないということで、遅れているのは事実。そのアデンダムを前提としてサハリン・エナジーがミーティングを開くということは約束されており、そういう場でサハリン・エナジーに意見を言う機会が設けられるということが重要である。そこは JBIC としても、EIA のアデンダムの公表を前提としたミーティングを開きましょう、ということでサハリン・エナジーに働きかけていくということだ。その遅れた間、サハリン・エナジーが何もしていなかったかという、そうではなく、JBIC から聞いているところでは、EIA がまだ公開されていないものの北海道の各地で関係者の方々を対象に説明会を何回か開いていると聞いている。ご質問は、そういうことを行うのとは別に、JBIC も例の環境フォーラムを開催すべきではないかということだと思う。JBIC のフォーラムには私も何度か出たが、あの場合は、意義のあったものではないかと思っている。たくさんの方が毎回出席されて、山のように意見、情報が集められ、それをサハリン・エナジー社に出し、サハリン・エナジーが来てそれに答える。個人的な考えかもしれないが、日本サイドで色々な関心を持っている方と JBIC がサハリン・エナジーに求めていくべきだと考えていることは、ある意味情報としては出尽くしている。今後は、サハリン・エナジー社に皆でそれをぶつけていかなければいけない時で、それは今後の EIA アデンダムを前提としたサハリン・エナジー主催のミーティングではないかと思っている。とはいえ、JBIC がレンダーとしての立場でフォーラムを開くことがぜひ必要だということは前回から申し入れいただいている、ということは改めて伝えておきたいと思っている。

村上；

では現時点では、JBIC が主催として行うフォーラム、アデンダムが公開されたフォーラムを行う予定はないと。

MOF 中野：

その予定は今の所承知していない。

村上：これまでサハリン・エナジー社と日本のステークホルダーが、対話自体を公の場で持つことができなかったという意味では、JBIC のフォーラムによって、その場にサハリン・エナジー社の幹部の方が参加し、その後オホーツクの沿岸で説明会が開かれたという意味で効果があったことは感じている。だが、それ以上に JBIC の融資における判断、日本の関わりが深いプロジェクトということで、融資の是非や条件に国民の意見を取り入れていくことが重要だと感じている。このことを前提として、このフォーラムは東京と北海道を併せて全部で 9 回行われた。その中で参加者から、JBIC がプロジェクトに対してどういう判断をしているか、と何度も問いかけをしている。それに対して、アデンダムが出てから、ということでも一向に答えを頂いていない状況がある。アデンダムが出ていない状況には、環境社会への影響がまだあるからだという認識をしている。アデンダムが出た時は JBIC が何らかの形でサハリンの状況に関して判断をされた時だと思う。その JBIC の判断に対して、サハリンフォーラムの中でも色々な分野の専門家の方が出席しているし、EIA アデンダムの中にまた新たな問題点が含まれていることは大いにあると思うが、そういう専門家の方々の意見を JBIC に対して、JBIC の判断に対して言っていく場が、設けられる必要があると考えている。アデンダムを公開した場合には、その後に JBIC に環境フォーラム開催していただきたいと思う。

MOF 中野：

前回とまさに同じ話なので、重ねて JBIC に伝えたい。質問 4 だが、今年の 7 月にシェルを始めとして関係のスポンサーが、事業費が約 200 億ドルに増えるかもしれないというニュースがあった。現時点でそれを受けて、レンダーの反応として JBIC がどれくらい負担するかということは、まだ現時点ではどれくらいを個々のレンダーが負担していくかはまだ協議中。JBIC の融資額がいくらか、ということはまだ承知していない。

村上：

仮に、2000 億円という融資額が倍になって 4000 億円になるのではないかと、という話も聞くが、融資額が増えるという状況になった場合、融資審査においてどこまで新たな審査が必要になるか、ということを知りたい。

MOF 中野：

そこは JBIC で融資の可非を検討する際に何をポイントに審査するかということで、専門家の話だと思うので、金額をどう判断するかということは、私からは申し上げられない。

MOF 石井：

金額が増加したら審査が行われるのは間違いないだろう。JBIC はプロジェクトの経済性を見つつ、環境政策の面ではきちんと考えるというのが当然であろうし、その金額の大小によって、審査方法が変わ

るとは思わないので、どこを懸念されているのかお聞きしたい。

古沢：

巨大開発プログラムはある意味国家的なバックアップで行われており、サハリン州政府も色々な立場があるだろうが、懸念される事態が起きる可能性も、我々としては、十分にリスクを考えておかないといけないと思う。資源開発が至上命令となり、そこにお金が投じられ、事業主体が動くわけだが、これまで歴史的にみると懸念を挙げればきりはない。だが、例えば汚職の問題、油田開発の問題ではタンカー漏れによる大被害が出ており、それに対する対応が必ず遅れている。そういう問題に対し、サハリン州政府の主体であるから我々として言うのは難しいわけだが、日本の中でも懸念があるのだという具体的なアピールが必要だと思う。JBIC の方でも、こういったフォーラムが必要だということをもまず検討することによって、逆に、事態に対するバックアップという点も出てくる。ソフト的な圧力というか、周りから関心をあてていくような姿勢がないと、もう一步踏み込む戦略が出来ないかというのが率直な感想だ。

MOF 石井：

具体的な大規模インフラプロジェクトにどうアプローチするかはずっとテーマになっていて、必要なプロジェクトには民間機関より国際的な機関や公的機関が入ったほうがいいと思っている。そういう機関の役割は、民間では出来なかったかもしれない社会環境配慮をきちんと行い、そういう機関を通じているからこそ意見が集約され、我々に伝わるのだと思う。そういう意味で国際機関、公的機関の役割というのは重要だと思うし、貧困削減・環境配慮など国際機関の公的な役割は大事にしていかなければならない。JBIC のほうも、遅まきながら、取り組んでいかなければならない、必要に応じては、適切に対応してほしいというメッセージは折に触れて国際機関に伝えていくつもりだ。

#### **4.国際河川スレポック川のダム計画とJBICの融資**

松本：

事業の概要を簡単に説明すると、ベトナムの中部高原、セントラルハイランドから、カンボジア北東部に流れる、メコン川の支流、スレポック川、国際河川になるわけだが、ここに現在、ブオンコップダムが建設されている。かなり建設が終わりに近づいているが、このダムに対して、現在、日本の商社が発電機の受注をしており、その企業が国際協力銀行の資金供与を求めている。JBIC の HP によれば、8 月末に EIA が公開されて、私の理解では、現在 JBIC が、環境社会配慮を含めた審査を行っている。

公開された EIA を読む限り、やはり多くの懸念が残っている。第一に、ベトナム国内での影響について。このダムは導水式で、およそ 13 キロの区間だと思うが、水量が減少し、そこには観光地となっている滝もあるが、ここにどれくらいの人が住んでいて、どういった影響があるかということがほとんど EIA ではカバーされていない。また、二つ目に影響住民の数も FS と EIA では数が違っているが、EIA では 583 世帯、アクセス道路をいれると 800 世帯を超えるという数字もあるようだが、いずれにせよ、この中で移転住民というのは 14 世帯となっていて、残りの世帯の人たちは農地を失うが、代替地を与えるので大丈夫というカテゴリーになっていると理解をしている。ベトナムの場合は、家を移らなければならない場合は移転で、農地の取得だけだったら、農地の代替をどこかに与えるというケースがしばしば

見受けられるが、これはそのケースだと思う。しかし、与えられた代替地が必ずしも農地に適しているとは限らない。もし、農業が出来なかった場合どうするのかということがセットでなければこういうプログラムは中々うまくいかないのだが、今回の EIA をみる限り、こうした点は配慮されていない、と理解した。他にも希少動物とか色々あるが、ここでは非常に重要だと思った点を二つ挙げさせて頂く。

もう一点は、カンボジアでの影響だ。JBIC の新しい環境社会配慮ガイドラインでは、合理的な範囲内で、越境的な影響、あるいは累積的な影響について検討することになっている。ここでこの話をするのは、スレポック川が国際河川であることだが、もう一つ、ほぼ平衡して流れるセサン川の場合、ベトナムで建設されたヤリ滝ダムの建設によって、100 キロから 200 キロ離れたカンボジアの村々で、魚の減少、水質汚濁、異常な水位変動、それに伴って、河岸の畑の消失、漁具の流失、あるいは溺死という問題が起きてきた。こうした深刻な環境社会被害がこのセサン川で起きたことが、同じメコン川の国際河川であるスレポック川でも、やはり似たような問題が起きるのではないか、という懸念をカンボジア側で起こしている。そういう背景の中で、ブオンコップダムの EIA では、こうした越境問題、つまり、カンボジアでの影響というのは全く触れられていない。カンボジア国境から 100 キロ以上離れているのだが、一方で、セサン川でのヤリ滝ダムの例を考えれば、私が、先月末訪れた、ファンサイ郡では、200 キロほど離れているにもかかわらず、非常に大きな影響を受けたと村人たちが言っていることを考えれば、必ずしも、国境から 100 キロ以上離れているから、ブオンコップでは、越境的な問題を考えなくても良い、ということにはならないと思う。

2 点目だが、このスレポック川下流のベトナム領内で、すでに建設中、あるいは既設のダムが私の理解では二つある。もしかしたらもう一つあるのかもしれないが、他にも多数の計画があるというのは、このスレポック川では行われている。一つの河川に多くのダム計画があり、それが次々と造られている中で、累積的な影響を考えなければならないと思うが、今回の EIA では検討されていない。この辺りでは、JBIC のガイドラインと照らし合わせても、合理的な範囲内の影響であり、何らかの記述があって然るべきだと思う。こうした背景もあって、先月 27 日付けでセサン川、スレポック川住民とでつくる NGO、セサンプロテクションネットワークが JBIC 総裁に対して、このスレポック川のダムの建設に反対しているという意思表示すると共に、カンボジア住民はこのスレポック川のダム案件については、ステークホルダーであり協議のため現地を訪れるよう要請するレターを提出している。このレターが本当に FAX で財務省にしっかり届いているかわからないが、今回添付させていただいた英語の文があったと思う。一応、クメール語も持ってきたので、参考にして欲しい。その後、住民たちも、NGO だけではなくて、自分たちもちゃんと意思を表明したいということで、住民側が手紙を書いて、それをどこに送ればいいのかと言われ、私も財務省に送るのならと大臣官房の番号を教えたが、もし届いているならば、これが昨日財務省に送られた手紙である。その手紙の背景を少し付け加えると、住民たちが関係している 6 つの村を回って、そこで意見を聞いて、JBIC の人たちなり、この案件に投資している人たちに来てもらって、私たちの懸念を伝えたいし、それに対する皆さんの意見も聞きたい、ということで、6 つの村の人たちが合意をして、レターを書いた。そのレターを仕上げるときには、その地域の行政の人もそこに加わり、村長、その郡の副郡長も加わったので、村人だけではなくて、地元の行政も一緒に名前を連ねているようだ。それがカンボジア川での懸念になる。

3 つ目では、一貫性ということからいけば、ターチャックダムでの教訓があると思う。JBIC が円借

款の案件として、ターチャックダムで長い年月をかけてきたわけであるが、結果はともかく、適切に環境社会配慮ガイドラインを運用しようと努力を行ってきたわけだが、同じ JBIC でありながら、輸出信用部門においては、EIA も非常に不完全であるし、それに対しての対応が不十分なまま、もし資金供与なり、関与を決めるというのであれば、一貫性に欠けるのではないかと思う。これは、円借款であれ、輸銀であれ、ベトナム政府とどういう議論をして、ダム案件に対応していくかという一貫した姿勢が日本の公的機関として必要ではないかと私は思うので、あえて 3 番目に挙げさせていただいた。以上の点をもとに、財務省として、この案件に対してどのような見解をお持ちになれるか、また JBIC から何か話しを聞いていればお聞かせ願いたい。

MOF 宮崎：

まず、今頂いたレターだが、まだ我々のところには届いていないので、後で読ませていただきたい。本案件は、もともとこの質問を頂くまでは、我々も承知していなかった。最後に指摘されたターチャックダムとの比較において環境社会配慮をすべきだという点は全くその通りで、JBIC は、ODA であろうと OOF であろうと全ての融資対象案件について JBIC の環境ガイドラインに従って、必要な環境審査を行っていかねばならないことは全くその通りである。本件についても、JBIC が現在 EIA の内容を確認した上で、現在、環境審査を行っていると聞いている。ご指摘いただいたいくつか論点については、当方から JBIC には伝達しており、それを踏まえて環境審査を行っているものと承知している。

松本：

すでに EIA が承認され、2003 年に着工されて、写真を見る限り、最後の段階であることは事実だ。先月末にスレポック川を訪れた時に、私も住民に「JBIC が関わる、関わらないに関係なく、ダムそのものはかなり出来ている。つまり、止めることは出来ない。ダム建設はもはや避けられないと思う」ということは住民には伝えている。その上で、例えば我々が一步引いて考えると、JBIC が関与したとして、もう少しそこをうまく行えば良いのではないかと、という考え方もある。しかし、住民たちと話をしたとき、率直に言っていたのは、スレポック川ではダムが次々出来ている。それに対して、どこかの段階で立ち止まって、自分たちと対話して欲しいと言っていた。自分たちがステークホルダーの中に入っていくと、自分たちも意思決定の中に関わるということがないと、セサン川で起きたような問題が起きる、と言っていた。これは、カンボジア側の意見だ。ベトナム側は、観光用の滝や移転の不安があるようだが、基本的な合意形成そのものは、ある程度行っていると聞いている。ベトナム側もちろん、聞けば色々あると思うがカンボジア側の懸念のほうが、私たちとしては、今回の件では強く気にしている。もう少し広く言えば、今後ベトナムで、他の案件でも JBIC が支援を検討をしているので、ターチャックダムの経験を踏まえて、ベトナムでどのようにそれを実施するのか、あるいは実施しない場合はどのようにベトナムに対応するのかということ等を、もう少し議論出来たら良いと思っている。

MOF 宮崎：

カンボジアに対する越境的な環境影響の問題だが、影響があるのであれば合理的と考えられる範囲でその影響も含めて調査検討する必要がある。ダムから 100 キロ離れた先ということで、私は専門家ではないのでそれが影響あるのかどうか分からないが、それは JBIC の方で専門家を使うなどして判断するのではないかと思う。

松本：

そこはぜひお願いしたいと思う。その時に必ず、現地の人たちとの協議をする。やはり、ステークホルダーである、という認識を第一に持って頂きたいということなので、そこは私共からもお願いしたい。

## 5. タイ・ゲンコイ 2 天然ガス焚き複合火力発電事業における社会的合意形成とJBICの関与について

後藤：JBIC はアルファベット表記に沿って「カエンコイ」と呼んでいるのだが、タイ語の発音では「ゲンコイ」であるからこちらでは「ゲンコイ」とさせていただく。バンコクの北東 110 km のゲンコイ地区に、天然ガスの発電所の建設が既に始められている。この前身は、激しい反対運動があったプラチュアップキリカン県ポーノック地区で計画されていた石炭火力発電所である。反対運動の結果場所が変更となり、燃料も石炭から天然ガスへと変更になっている。このプロジェクトの環境影響評価の最終報告書が 2004 年 12 月に受理されていて、現在 JBIC が環境社会配慮を含む融資審査を行っているという理解している。しかし、現地では被影響住民により事業の反対運動が起こっており、その背景には不適切な情報公開や住民参加というものが指摘されている。他にも EIA のなかには問題があるのだが、私たちとしては、不適切な情報公開と住民参加など社会的合意形成が適切に行われていないというところを強調したいと思っている。

ゲンコイ地区は工業地区であり、既に大体 117 の工場があると言われている。サラブリー県全体になると 1000 以上あると言われており、住民は既に環境破壊が深刻な地域と捉えている。住民は、既に工場が多くあるため、新しくこのプロジェクトが出来ることで大気汚染、水質汚染等の環境影響が悪化するのではないかという強い懸念を持っている。EIA にもその存在は書かれているが、アユタヤ県にワンノイ発電所という、このゲンコイと同じような天然ガスの複合火力発電所がある。その周りでは例えばみかんの芽が出てこないとか、人々の皮膚が痒くなるといった被害が報告されていて、住民は同じような状況が起こるのではないかという強い不安を持っている。

しかし、何回も行われている住民会合では事業の利益は伝えられるが、住民は負の影響については適切な説明を受けていない。例えば、6 月に行われた住民会合は 3 時間あったのだが、質疑応答の時間はたった 20 分であった。その中で、例えば排水の際の化学薬品の魚への影響や、EIA が半径 5 km 以内しか行なわれていない理由など、住民は環境への負の影響の可能性について様々な質問を行っている。しかし、そこでは事業者は怒りこそせよ住民の質問に答えていない。他にも、パンフレットが住民に配られていて、それを私も見たのだが、発電機の説明やその場所については書かれているが、一体どのような影響が可能性としてあるのかということは記述されていない。

負の影響に関する情報がないため、住民は自分たちで調べようとして様々な活動を行っている。例えば、学者を呼んで会合を開いたり、県からパスック川の現在の水質データーを入手したり、自ら情報を集めて周辺の住民と情報を共有していこうという活動をしていた。しかし、そのプロセスの過程で、6 月と 7 月のことだが、虚偽の情報を流布したとしてタイ政府に逮捕されている。住民は自分たちの情報が絶対だとは思っていないが、とても不安で自分たちの環境が壊されたくないと思っており、あまりにも不透明なプロセスであるにも関わらず建設が進んでいるという状況の中、反対せざるを得ない状況に追い込まれている。適切な協議が行われるべきだとずっと訴えているにも関わらず、それが実施されていな

いという現実がある。それ以外にも、賛成票が売買されているということや、会合への参加の署名が賛成の意思表示として使われているというようなことが指摘されている。住民は、票を売った人びとと話してもいる。票を買われている人々というのはゲンコイ地区の人ではなく、東北部から出稼ぎに来ている労働者が多く、彼らは生活が厳しいので仕方なかったといった話をしているという。反対派住民も、彼らの苦難が分かるため非難できないでいた、という極めてタイ人らしい対応をとっている。

現在、ゲンコイ地区では説明された事業の利益を信じている賛成派の人たちと、懸念を持っている反対派の人たちの間で対立が起こっている。これは極端な例だが、賛成派と反対派の議論の中で、言い負かされた賛成派の住民一人が服毒自殺を図ろうとした。幸い死には至らなかったのだが、それだけ緊迫した状況も引き起こされているということが報告されている。反対派住民というのは、自分たちも開発のプロセスの中で意見を言いたいし、負の影響があるのであれば教えてもらいたいという極めて基本的な権利がないがしろにされているのではないかということを中心を主張している。これらの主張は、JBIC にもレターを出して伝えている。昨日も再度、JBIC へ住民が 2 度目のレターを出したということだ。

ここで質問だが、現在 JBIC は融資審査中だと理解しているが、このような状況の下で融資決定を行えば、JBIC は自らの環境社会配慮ガイドラインに沿っていないことになる。例えば社会的に適切な方法で合意が得られていないし、十分な調整も図られていない。また、ステークホルダーとの協議が行われていないし、EIA のドラフト作成時にも協議が行われていない。この EIA (DFR) にも、協議が行われたという記述はない。住民がどのような質問をしたのかというリストはあるのだが、その結果どのように協議したかといった記述は見られない。さらに、このプロジェクトの前身は反対運動の激しかったプラチュアップキリカン県の石炭火力発電所だが、この教訓を活かしているとは全く言いがたい。よって、現状のままで JBIC は融資決定を行うべきではないと私たちは考える。その点に関する財務省の見解を聞かせていただきたい。

MOF 宮崎：

この件もまだ JBIC が投資金融の内談を受けている段階であると聞いている。現在 JBIC は環境ガイドラインに即して環境影響評価を行っているので、今回我々が受け取った指摘事項を伝達して、それを踏まえた上で審査するようにとあってある。個別の論点については、我々が JBIC から聞いていることと、今伺ったことが食い違っている部分もあるが、どちらが正しいとかいう結論を今我々が持っているわけではないし、融資を行うべきであるとかないとか申し上げる段階にはない。

後藤：

一つお願いしたいのが、JBIC は賛成している人はどういう人が、このまま融資決定した後起こりうることは何か等の質問をメコン・ウォッチに投げってくる。我々でも答えることはできるが、事業者からもらう情報は我々が出す情報と当然異なることが予想されるだろうし、JBIC には是非、直接、被影響住民の方々と話していただきたいと思う。住民の方々は既に 2 回も JBIC にレター出して懸念を訴えているので、事業者とメコン・ウォッチから話を聞くだけでなく、影響を受ける当事者である住民の方々と是非話をしていただきたいと思う。財務省からも、是非その点をお伝え願えればと思う。

MOF 宮崎：

それはお伝えする。

松本：

最後の二つは両方とも審査段階、すなわちガイドラインのフル適用の案件で、我々としてもかなり注視してガイドラインを参照しながら住民とも議論と積み重ねてきている。ガイドラインの策定には財務省の果たした役割は極めて大きかったと思うので、是非財務省と JBIC が適切な連携をはかっていただきたいと心から思う。

清水：

FOE Japan が JBIC の方に、「JBIC が直接被影響住民の人たちと会合を持って、直接住民の意見を聞いて欲しい」と言った時に何が起こるかという、JBIC がオブザーバー参加するということ。今回の件に関して、JBIC がオブザーバー参加ではなく、JBIC が主体的に聞きに行くというスタンスで是非望んでいただきたいと思う。

MOF 宮崎：

一般論として、環境社会配慮の主体は事業者で、JBIC はそれを審査するという。基本的には事業者が行うが、必要があれば直接住民にも聞くということだと思う。

清水：

その確認する作業としてオブザーバーではなくて、あくまで JBIC が主体的であるべきだと思うのだが。

MOF 宮崎：

JBIC はきちんと確認しなければいけないのだが、オブザーバー参加で十分か、主体的に聞かなければならないかは、それぞれの状況によると考える。

松本：

これは丸山課長の時代から議論していて、丸山課長は率直に「身の安全は大丈夫なのか？」と言われる方だった。そのような懸念があるのであれば身の安全が確保されるような状態と一緒に作ればいいし、ただ我々として不安なのはそういう状況なので抜き打ちで事業者と一緒に村にこそそそっと行って、事業者が紹介した村人とだけ話をし、彼らは問題を抱えていないという認識で帰ることだけは避けていただきたい。だからオブザーバー参加とか主体的であるとかという言葉だけでなく、本当に村で起きていること、現実起きていることが分かるような方法で、かつ同行する政府関係の方の身の安全も確保するというやり方を考えて欲しいし、その中で NGO が果たせる役割があるのであれば、まさに丸山課長時代のように率直に我々にも言っていただければ、我々が出来る範囲で協力できることもあると思う。そこは是非お願いしたい。

MOF 長谷川：

財務省のメンバーも変わったばかりで初めてということで至らない点もあったかと思うが、そういう意味で我々にとっても勉強の機会であっただけでなくインプリメンテーションの機会でもあったと思う。2時間もかけて話合ったので、それぞれに有意義な話が出来たのではないかと。私に直接関係するのは IFC

の話なのだが、書類が多く正確にまだ把握できない部分もある。今この政策の変更等についてこれを機会にもっと勉強していきたい。

田辺さんが言ったように IFC は、自分たちは最高の環境基準を持つ機関であるということに多分プライドもあり、私が参加していた OECD も IFC を目標にしようという認識だった。今日の変更点については、勉強していきたいと思っているし、皆さんから教えていただくことがあればそれも考えていきたいと思う。これを機会に IFC と議論するので、皆さんもそれぞれの立場で議論していただきたいと思う。

村上さんが言っていた案件は、多分日本としてはやっていかなければならない案件ではないかと私は推測するが、おっしゃる通りそれを無理やり進めるがために多大な犠牲があってはいけない。それについてはこれからの課題だと思う。

また、今回の協議会で新たに教えていただいた新しい2つの案件は、教えていただかなければこの段階で全く知りえない話だと思う。本当に問題であるというのであれば早めに教えていただいて議論する機会を得て、それによって早めに問題が安いコストで片付くのであればそれに越したことはないと思う。